

2004年7月8日
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

住民基本台帳に関する個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2004年6月28日付けで諮問（第134号）された住民基本台帳に関する個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものからの収集の必要性があると認める。
- (2) 同条例第10条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (3) 同条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットワークシステム」という。）における本人確認情報提供状況の開示に係る個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人に通知しない合理的理由並びにコンピュータ処理の必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 住基ネットワークシステムの第1次稼働以降、住民からの「自己の本人確認情報がいつ、どこに提供されているか知りたい。」「本人確認情報が法に規定された目的以外に提供されていないことを確認したい。」といった要望を受け、47都道府県で構成する住民基本台帳ネットワークシステム推進

協議会に「本人確認情報提供状況開示検討部会」が設置され、平成15年10月1日から本人確認情報提供状況を保存する旨が決定された。

総務省では、本人確認情報提供状況の開示は各都道府県の個人情報保護条例に基づき行うこととなるとし、神奈川県では、平成16年2月2日から県民への本人確認情報提供情報の開示を開始した。

イ 都道府県の本人確認情報提供開示システムに続き、(財)地方自治情報センターから市に対し、本人確認情報提供状況開示機能(市町村版)の提供があったため、市のコミュニケーションサーバ(以下「CS」という。)の本人確認情報にアクセスがあった場合は、その提供状況の記録(以下「提供ログ」という。)を採取、保存することが可能となった。

ウ 提供ログの採取業務

本人確認、本人確認情報検索、本人確認情報メンテナンス、本人確認情報修正、住民票コード変更取消、住民票の写しの広域交付、付記転入転出住基カード発行管理業務

エ 提供ログの採取項目(業務により収集される項目)

提供日時、住民票コード、氏名、生年月日、性別、市町村コード、住所機能区分(利用目的)、提供先市町村、提供元市町村

(2) 本人以外のものから収集すること及び本人通知を省略する合理的理由について

住基ネットワークシステムのCSの保持する本人確認情報に対しアクセスがあった場合に提供ログを採取し、保存するものであって、その性質上本人から直接収集することが不可能であり、そのことにより本人に不利益を与えるものではないことから、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由がある。

(3) コンピュータ処理をする必要性及び安全対策について

① コンピュータ処理をする必要性

既存のCSに本人確認情報提供ログを採取する機能を追加するものであり、そのことにより、市町村のCSにアクセスされた提供ログを市民に開示することが可能となるため、コンピュータ処理をする必要性がある。

② 安全対策

操作者については、CS端末機のICカード、パスワード設定により担当する職員を限定するとともに、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、適正な管理を行う。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

住基ネットワークシステムのＣＳにアクセスされた、本人確認情報提供ログを記録し収集するものであり、自己情報コントロール権を保障する趣旨からも本人の不利益となるものではなく、本人以外のものから収集する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

住基ネットワークシステムのＣＳに本人からの申請に基づく住民票の写しの広域交付や転入転出の手續等の記録を提供ログとして収集し、そのことにより、本人確認情報提供状況の開示請求に対応することが可能となるため本人の不利益となるものではなく、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア 既存のＣＳに本人確認情報提供ログを採取する機能を追加することにより、市町村間のＣＳにアクセスされた提供ログを市民に開示することが可能となるため、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

イ 安全対策

本事務の処理に当たっては、ＩＣカード、パスワードの設定により操作者を限定し、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上